

弥彦村結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活に係る費用を支援することにより婚姻後の経済的不安の軽減を図り、もって地域における少子化対策の推進に資するため、新婚世帯の住宅の取得若しくは賃借又は引越しに係る費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関して、弥彦村補助金等交付規則（昭和33年8月28日弥彦村規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年3月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、結婚を機に村内での住宅の取得又は賃借のために要した費用のうち、当該住宅に係る購入費（新築する場合の工事請負費、既存住宅の修繕及び増改築等に係る費用を含む。以下同じ。）、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む）、共益費及び仲介手数料をいう。
- (3) 引越費用 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、前号における住宅又は夫若しくは妻が現に居住する住宅への引越しに要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号全てに該当する世帯とする。

- (1) 補助金の申請日において、夫婦が弥彦村に住民登録を有し、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっており、補助金の交付を受けた日から2年以上継続して村内に居住する意思があること。
- (2) 夫婦共に婚姻日（婚姻届を提出し、受理された日をいう。）における年齢が39歳以下であること。
- (3) 令和5年分（令和5年1月1日から令和5年12月31日までをいう。以下同じ。）の夫婦の合計所得金額が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、夫婦の合計所得金額から令和5年分の貸与型奨学金の年間返済額を控除する。
- (4) 夫婦の双方が村税（村外から転入している場合においては、転入前の市区町村税）を滞納していないこと。
- (5) 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助金の交付（他自治体での交付を含む。）を受けたことがないこと。
- (6) 夫婦の双方が、弥彦村暴力団排除条例（平成24年3月16日弥彦村条例第1号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと又は、同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

- 2 前項に該当する新婚世帯として前年度に補助金の交付を受けた世帯であって、第5条第1項に定められた補助上限額（以下「上限額」という。）に交付を受けた補助金が達しなかった世帯。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住居費及び引越費用とする。ただし、補助対象経費に勤務先からの手当等の支給に係る収入がある場合は、その額を当該補助対象経費から控除した額を補助対象経費とする。

- 2 住居費についての取り扱いは、次の各号のとおりとする。
 - （1）当該住宅に係る購入費について、婚姻前に住宅の購入又は既存住宅の修繕及び増改築等を行った場合は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、婚姻を機に取得した住宅又は実施した修繕及び増改築等に係る費用のみを対象とする。
 - （2）夫婦の一方が婚姻前に居住していた住宅に、他方が後に住所を移転した場合は、夫婦の双方の住所が同一となった日以後に支払った費用のみを対象とする。

（補助金の額）

第5条 第3条第1項に定める世帯の補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下である場合は、1世帯当たり60万円を上限とする。

- 2 第3条第2項に定める世帯の補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額とし、上限額から前年度に当該夫婦に交付した補助金額を差し引いて得た額を限度とする。
- 3 前2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、弥彦村結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和7年3月31日までに村長に提出しなければならない。

- （1）夫婦の婚姻日が確認できる書類（婚姻届受理証明書等）
- （2）住民票の写し（夫婦双方の住所が記載されたもの）
- （3）夫婦の所得証明書（市区町村が発行する令和5年分の所得を証明するもの）
- （4）夫婦の市区町村税の納税証明書（市区町村が発行する納税状況を証明するもの）
- （5）貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（返済額がある場合）
- （6）住宅の売買契約書及び領収書等の写し（住宅を購入した場合）
- （7）住宅の工事請負契約書及び領収書等の写し（住宅を新築した場合）
- （8）住宅の工事請負契約書又は請書及び領収書等の写し（既存住宅の修繕及び増改築等を行った場合）
- （9）住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書等の写し（住宅を賃借した場合）

- (10) 引越費用に係る領収書等の写し（引越費用がある場合）
- (11) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (12) 同意書兼誓約書（様式第3号）
- (13) その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、弥彦村結婚新生活支援補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 村長は、前条の規定による交付決定を行った申請者に対し、交付決定後速やかに補助金の交付を行う。

（調査等）

第9条 村長は、必要があると認めるときは、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、現地調査を行い、又は申請者に報告若しくは書類の提出を求めることができる。

（交付決定の取消し及び返還）

第10条 村長は、第7条の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) その他この要綱に違反する行為があったとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。